

資料 1

事業ごみの減量化施策見直し検討

【検討の背景】

第1回廃棄物減量等推進審議会で、今後は啓発的な手法より**規制的・誘導的な手法での事業ごみ削減への取り組みを強化することが必要**であるとの見解が示唆された。

【現況の施策】

大規模事排出事業者への指導、事業ごみの適正処理の指導、事業ごみ処理手数料の適正化等を実施している。

【検討の視点】

現状の規制的手法とする施策を、さらに効果的な取り組みとなるように見直し、誘導的手法とする施策も積極的に実施する。

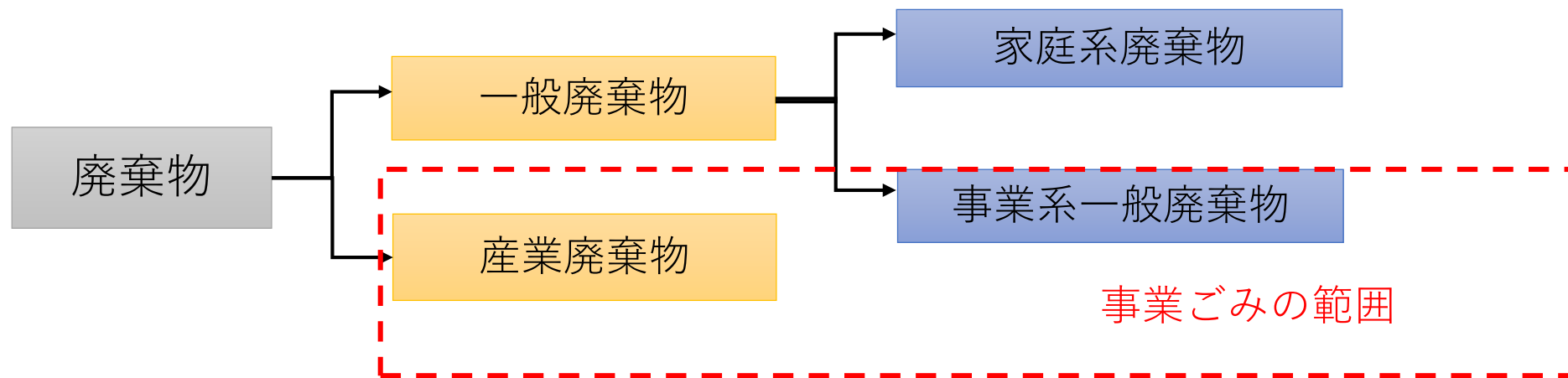
事業ごみ（事業系一般廃棄物）の
現状と削減への取り組み
（ダイジェスト版）

倉敷市
環境リサイクル局リサイクル推進部
一般廃棄物対策課
令和3年1月26日

1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

（1）事業ごみとは

- 事業活動に伴って生じたごみは「事業ごみ」と呼ばれ、一般家庭から排出されるごみとは排出の方法が異なっています。
- 事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、官公署等が行う公共サービス等の活動も含まれます。
- 事業ごみは大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。事業ごみのなかには、分別することで「資源化物（資源物）」となるものも含まれています。



事業系一般廃棄物とは

- 事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物に該当しないごみを事業系一般廃棄物といいます。

資源化物（資源物）とは

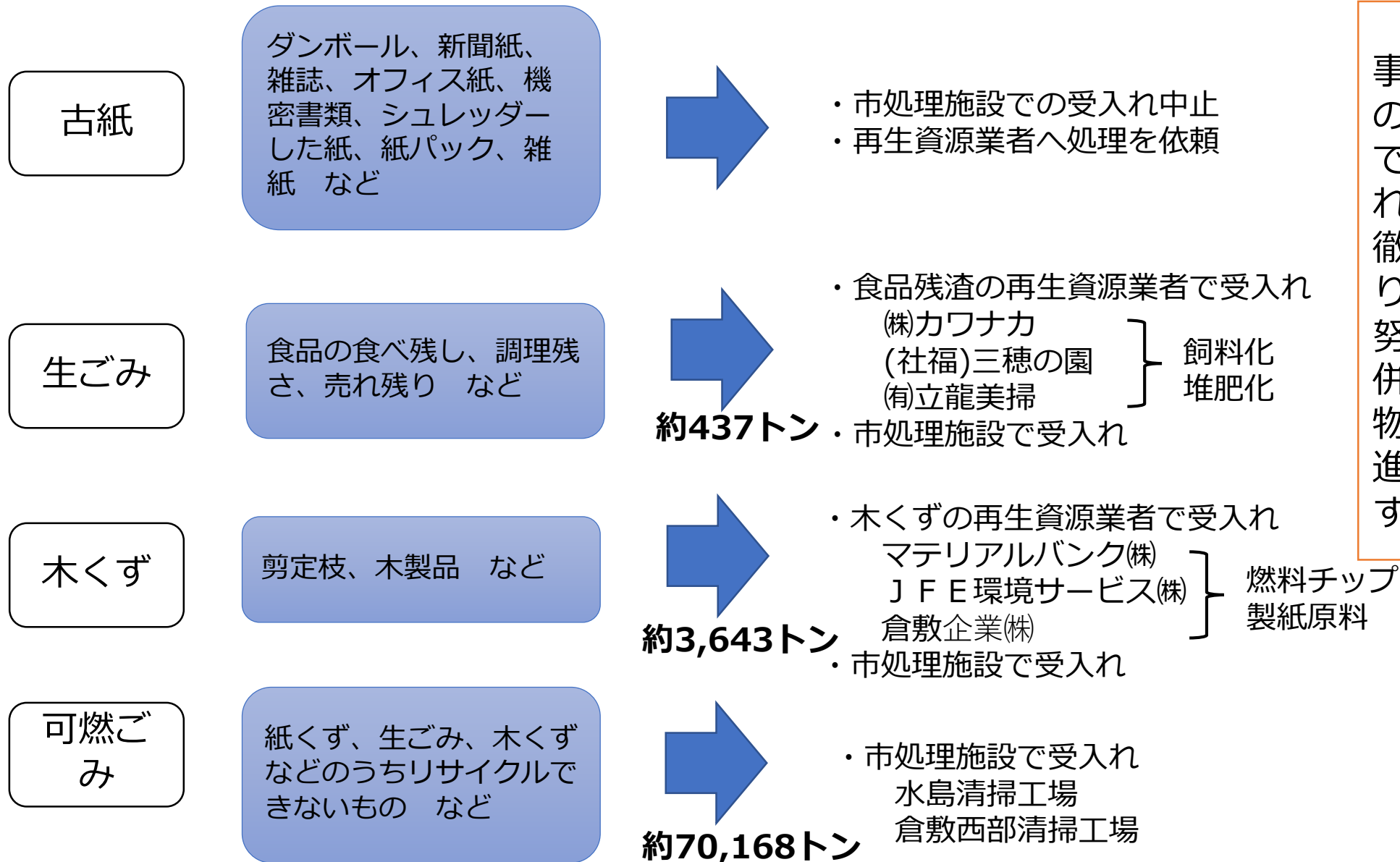
- ▶ 事業系一般廃棄物の中には、古紙類、厨芥類（生ごみ）、剪定枝、布類などの資源化できるものが含まれています。分別することでごみの減量化が図れます。



事業系一般廃棄物の例

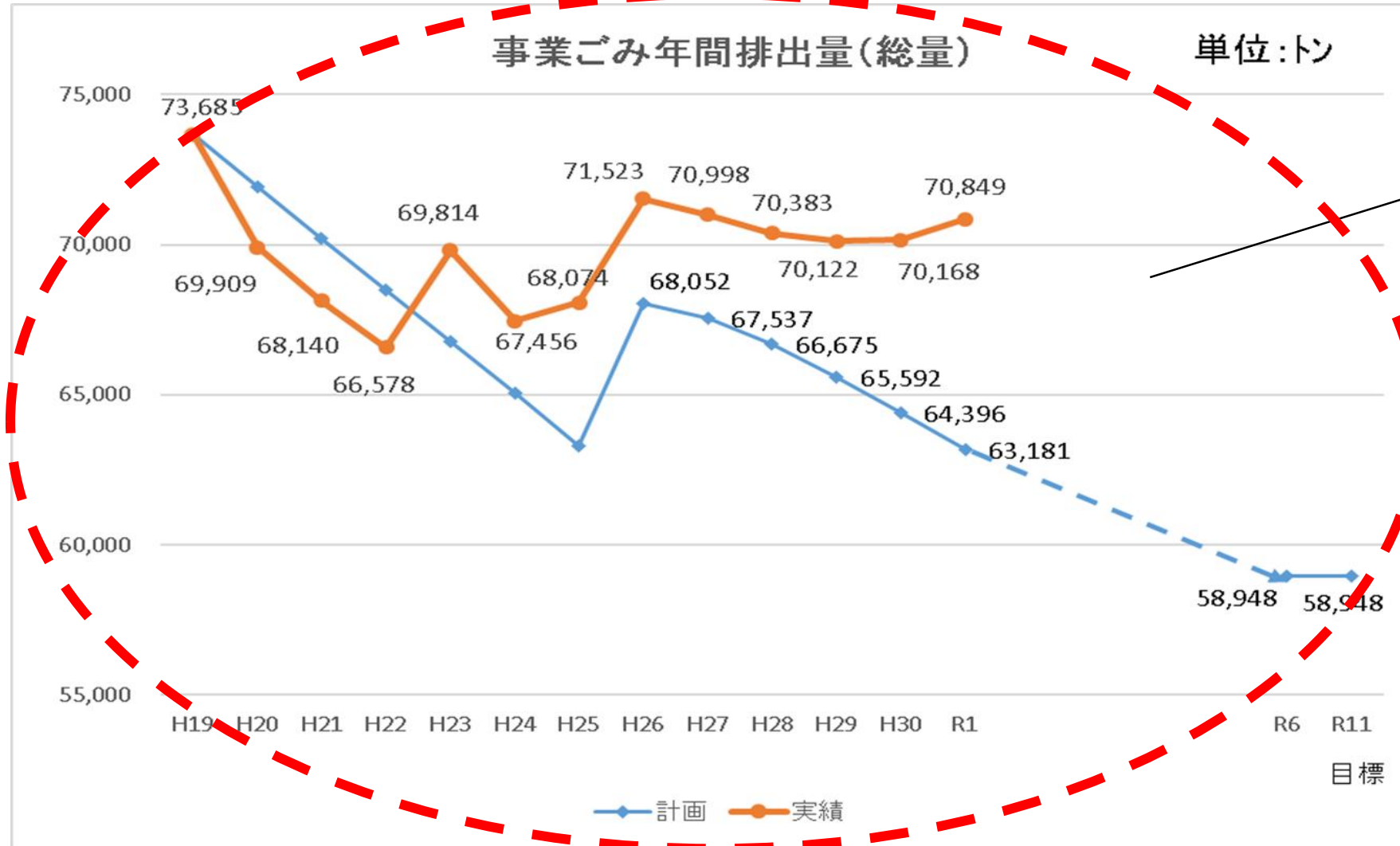


倉敷市での事業系一般廃棄物と資源化物の処理について



事業系一般廃棄物の中には、資源化できるものが含まれており、分別を徹底し、できる限り資源化するよう努めています。併せて、産業廃棄物の適正処理の推進にも努めています。

1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状
 (4) 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の排出量



事業ごみは目標達成までかなりの減量が必要

- 事業系一般廃棄物の排出量が現時点で目標値と約7.7千トンの乖離がある。

2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への主な取り組み

（1）規制的手法

ア 事業系一般廃棄物の搬入物検査 **（継続・重点目標）**

- ▶ 事業ごみの受け入れ時に資源化物や不適正廃棄物の混入を確認する搬入物検査の回数を平成28年度から月5回（年間60回）に増やし、不適正な排出業者に対して指導を強化しています。
- ▶ また、高感度カメラを使い、ダンボール等の資源化物やプラスチック類等の産業廃棄物の不適正処理などの検査を強化しています。

＜検査車両＞	平成28年度	963台
	平成29年度	1,046台
	平成30年度	221台
	（7月豪雨災害以降中止）	
	令和1年度	822台
	令和2年度	300台
		（12月まで）

**検査回数を増やせるよう
人員の調整を行います**



2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への主な取り組み

○事業系一般廃棄物の搬入物検査での指導の流れ



搬入物検査で不適正な廃棄物の搬入を発見した場合



該当の許可業者の事務所を訪問し、不適正搬入の原因分析や再発防止等の指導を実施



排出事業者を訪問し、廃棄物置き場等の確認や適正排出に向けた助言・指導を実施

イ 資源化物（ダンボール専用）の仮置場の設置（継続・重点目標）

- 各清掃工場で実施している搬入物検査において、再生利用可能なダンボール等が燃やせるごみに混入している状況が散見され、運転者等に口頭指導していますが、一部の事業者ではごみの分別の改善が見受けられておりません。
- このため、ダンボール等の混入を防ぐため、搬入物検査での指導を強化するとともに、許可業者が資源回収ルートの見直しを行う当面の間、各清掃工場に資源化物（ダンボール専用）回収ボックスを設置することとしました。



搬入物検査で段ボールが投入された場合には、運転手等に回収ボックスの説明と資源化を指導

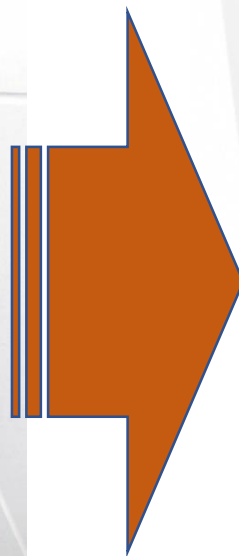
▶水島清掃工場及び西部清掃工場に設置

ウ 排出事業者への訪問指導（大規模店舗など） **（継続・重点目標）**

平成5年度から、毎年、多量の一般廃棄物を排出する事業者に対して一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求め、事業所訪問を行い、事業の種類・形態等に合わせて、効率的な分別方法の提案や啓発資料（レッツスリム等）により適正処理の指導を行っています。



▶ 職員による分別指導



▶ 分別を細分化



▶ 適正分別された例

特に、紙ごみの資源化と水切りによる減量化に取り組む

エ 市ごみ焼却処理施設での紙類原則焼却中止

平成10年4月1日から、事業ごみの減量とリサイクルの徹底を目的に、事業ごみのうち、リサイクル可能な紙類については、市ごみ焼却処理施設での受け入れを中止しました。

オ 東部埋立事業所への事業系びん・缶の搬入停止

平成28年度から、ごみの再資源化の推進、埋立処分経費の削減、東部埋立事業所の長寿命化を目的に、東部埋立事業所へ搬入されている事業所等から排出される「びん・缶」の搬入停止を推進し、平成30年5月にすべての許可業者について適正な処理ルートへ誘導することができました。



2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への主な取り組み （2）啓発的手法

ア 事業者への出前講座 **（継続）**

イ 事業者との意見交換会 **（継続）**
（ごみトーク）

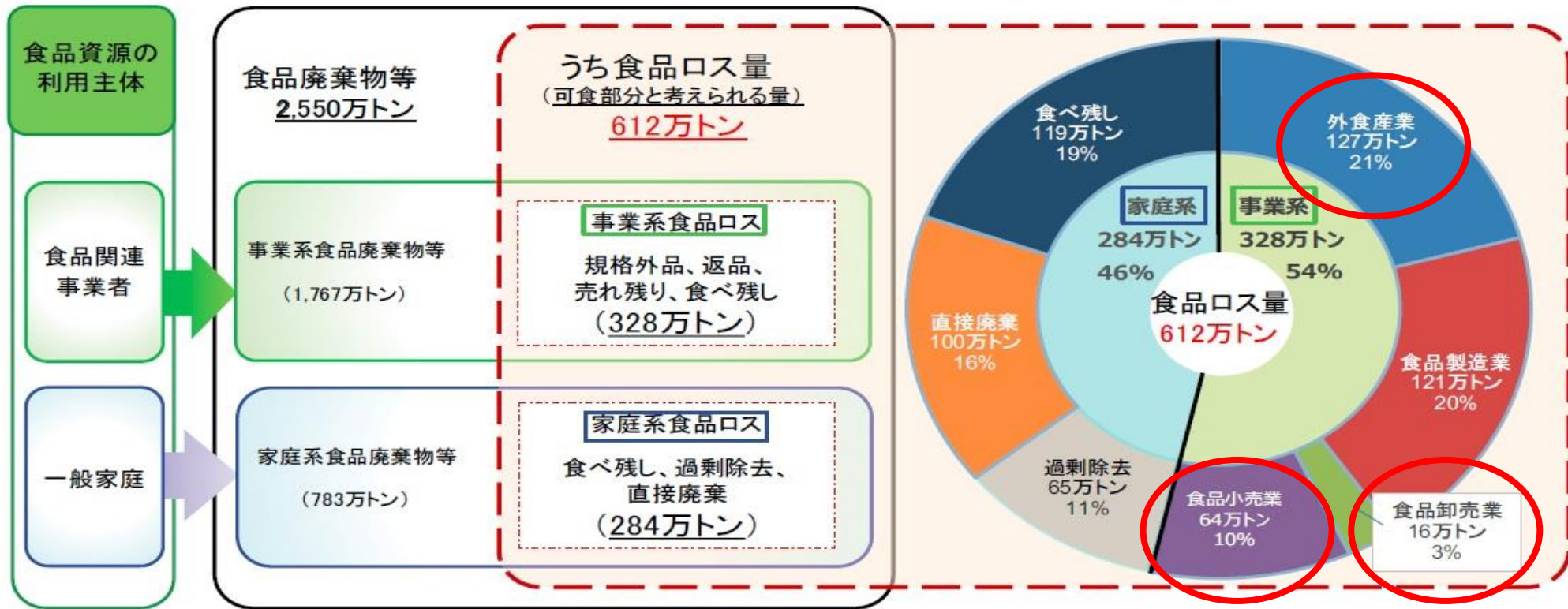


事業系一般廃棄物減量化を目的に、事業所へ出向き、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違いや事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入防止等を重点的に説明しています。

ウ 食品ロス削減対策の啓発 **(新規・重点目標)**

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「平成29年度推計」

【参考】 産業廃棄物の総排出量は3億8,354万トン（平成29年度）、一般廃棄物の総排出量は4,272万トン（平成30年度）

資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

ウ 食品ロス削減対策の啓発（新規・重点目標）

食品ロス量の内、事業系一般廃棄物となるものは約34%を占めており、事業ごみ削減の観点からも**食品ロス対策は重要**

【市の取組事例】

- ・市民への啓発を目的に「食品ロス削減リーフレット」を作成



- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロスの発生抑制及び有効利用等の取組を目的に「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」を開催

○庁内各部署の食品ロス関係施策

- 一般廃棄物対策課（生ごみの削減）
- 消費生活センター（消費者行政）
- 環境政策課（温暖化対策）
- 福祉援護課（フードバンク）
- 健康づくり課（食育推進）
- 商工課（事業者への啓発）
- 農林水産課（地産地消）
- 保健体育課（食育の授業）



2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への主な取り組み (3) 誘導的手法

ア 事業ごみ処理手数料の適正化 **（継続・見直し）**

ランニングコストなどの上昇や周辺都市の処理料金改定に合わせて、処理費用の適正な転嫁を随時行い、排出者負担の公平性を図る。

イ 3 R 推進事業優良事業者等表彰の実施 **（継続・重点目標）**

3 R に関する活動が地域の模範となる市民団体や事業所を表彰することで意識の高揚並びにごみの減量及び資源の有効利用の推進を図る。



ウ 3 R 推進優良事業者認定制度の創設 **(新規・重点目標)**

3 R に関する取り組み
(マイバッグ・マイ箸運動などを含む) を
積極的に行っている市内の事業所を
「3 R 推進優良事業者」として認定し
市のホームページや広報紙などで公表する
ことで、事業者の 3 R への取り組みを
促進させる。

